

## 取手市耐震改修促進計画の計画期間の期間延長について

取手市では「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）」に基づく「取手市耐震改修促進計画」を策定し、耐震改修等の促進を図っています。

「取手市耐震改修促進計画」は国の「基本方針」や「茨城県耐震改修促進計画」に基づき策定されています。「茨城県耐震改修促進計画」は今年度、国から示された「基本方針」を踏まえた見直しを行うため、令和7年度までとしている計画期間を1年延長し、令和8年度までとなりました。

現計画の「取手市耐震改修促進計画」においても国の「基本方針」や「茨城県耐震改修促進計画」を踏まえた見直しを行うため、令和7年度までとしている計画期間を1年延長し、令和8年度までといたします。

次期「取手市耐震改修促進計画」の策定については、国からの「基本方針」及び「茨城県耐震改修促進計画」の内容を踏まえ、令和8年度以降に改定作業を行う予定です。

### <計画期間の延長>

現計画期間：令和4年度～令和7年度

変更後計画期間：令和4年度～令和8年度

### <耐震化の現状>

#### 1) 住宅

表-1 住宅の耐震化率<sup>※1</sup>（令和7年2月推計）

内容	戸建住宅 (戸)	共同住宅等 (戸)	合計 (戸)
合計	29,440	16,490	45,930
新基準	21,759	13,119	34,878
旧基準	7,681	3,371	11,052
新基準適合率 <sup>※2</sup>	28%	70%	—
適合戸数推定	2,151	2,360	4,511
耐震改修実施戸数	1,187	42	1,229
耐震性あり 計	25,097	15,521	40,618
耐震性なし 計	4,343	969	5,312
耐震化率	<b>85.2%</b>	<b>94.1%</b>	<b>88.4%</b>

※1 住宅・土地統計調査結果をもとに推計

※2 耐震性の有無について、昭和57年以降の新耐震基準が適用されている住宅には耐震性があるとしていますが、昭和56年以前に建てられた住宅であっても一定の割合で耐震性を備えたものがあると仮定しています。